

日本知的障害者福祉協会東海地区会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本知的障害者福祉協会東海地区会（以下、「本会」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、会長の所属する施設もしくは会長が指定するところに設置する。

(組織・会員)

第 3 条 本会は、東海地区 4 県（愛知県・静岡県・岐阜県・三重県）を対象地区として組織する。

2 本会は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下、「日知協」）に規定される地方会に所属し、知的障害児・者を主たる対象とした福祉サービスを提供する施設及び事業所を会員として組織する。

(目 的)

第 4 条 本会は、日知協と連携をとるとともに地方会との連絡・調整を行い、もって知的障害児・者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を遂行するために次の事業を行う。

- (1) 本会に属する地方会との連絡・調整
- (2) 日知協が実施する事業への協力・参加
- (3) 各種研修会の実施ならびに協力
- (4) 施設運営に関する調査・研究
- (5) その他、本会および地方会の円滑な事業推進

(役 員)

第 6 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3 名
- (3) 監 事 2 名
- (4) 事務局長 1 名

(役員を選任)

第 7 条 会長、副会長は地方会長の互選とする。

- 2 監事は、地方会長の同意をもって会長が任命する。
- 3 事務局長は、地方会長の同意をもって会長が任命する。
- 4 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合は、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。
 - 3 監事は、本会の事業・経理を監査する。
 - 4 事務局長は、本会の運営に際し必要な事務・会計処理を行う。

(会 議)

- 第 9 条 会議は、役員会および地区代表者会議とし必要に応じて会長が召集する。
- 2 その他必要な会議は、会長が適時召集する。

(役員会)

- 第 10 条 役員会は、第 6 条に基づく役員により組織し、次のことを審議・決定する。
- (1) 事業計画・事業報告
 - (2) 予算・決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他本会の運営に際し必要な事項
- 2 役員会には議長を置き、会長をもってこれにあてる。
 - 3 役員会は、役員過半数が出席することで成立し、議事は出席者の過半数によって決定する。可否同数の場合は、議長が決することとする。

(地区代表者会議)

- 第 11 条 地区代表者会議は、各地方会の会長、副会長、事務局長、施設種別代表者、支援スタッフ代表者をもって構成し、次のことを審議する。
- (1) 事業計画・事業報告
 - (2) 予算・決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) その他本会の運営に際し必要な事項
- 2 地区代表者会議には議長を置き、会長をもってこれにあてる。

(委員会)

- 第 12 条 会長は、本会の運営に際し必要な委員会を設置することができる。

(会 費)

- 第 13 条 本会の経費は、次の各項にあげるものとする。
- (1) 会 費
 - (2) 補助金
 - (3) 寄付金
 - (4) その他
- 2 会費は、別に定める金額(別表 1)を地方会で取りまとめ、本会の指定する期日までに納入する。
 - 3 中途入会にかかる会費は、入会日の如何に関わらず前項に定める金額を地方会で取りまとめ、本会の指定する期日までに納入する。

(別表 1)

日本知的障害者福祉協会東海地区会
～ 施設・事業形態別会費設定表 ～

事業区分 (注 1)	設定単位	金 額
A. 障害児入所支援 B. 障害児通所支援 C. 日中活動系サービス D. 施設入所支援 (注 2) I. 自立訓練 (宿泊型) (注 3)	1 指定事業所 (1 施設)	1,000 円
※ 障害者支援施設	1 施設	1,000 円
F. 共同生活援助 (注 4)	1 法人	1,000 円
E. 訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、 移動支援事業、 <u>同行援護</u>) G. 相談支援事業 H. 地域活動支援センター J. 福祉ホーム K. 就業・生活支援センター	1 指定事業所	500 円

注 1) A～K の表記は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会が示す会費金額表の区分と同じ。

注 2) 施設入所支援のみを行う事業所を対象。障害者支援施設にあっては別欄に示すとおり。

注 3) 多機能型事業所の場合は、1 指定多機能事業所を単位とする。

注 4) 共同生活援助にあっては、住居単位数に関わらず、同事業を実施する法人を単位として設定する。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 15 条 この規約のほか、本会運営に際し必要な事項は役員会の審議に基づき会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この規約は、平成 20 年 7 月 8 日より一部を改正し、実施する。

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より一部を改正し、実施する。

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日より一部を改正し、実施する。